

# 先生のお客様サービスに付加価値をつけませんか？ 先生の業務をバックアップします！

## “専門士業の先生向け『セカンドオピニオンサービス』”のご案内

### 例えばこのようなお悩みはありませんか？

#### ① 弁護士先生の場合

…近年では労働事件の依頼が大分増えてきたが、労務管理は専門ではないからあまり詳しくない。

#### ② 税理士先生の場合

…顧問先から労務に関する相談が多いけど、専門外であり、また、リスクが大きいから無責任に答えられない。

#### ③ 社労士先生の場合

…顧問先から難解な労働相談や人事制度に関する相談が増えてきたが、経験が少ないし、また、自分の考えだけでは心配。

### 専門士業の先生向け『セカンドオピニオンサービス』 ご利用実績

県内はもちろん、県外も多数の弁護士先生、司法書士先生、税理士先生、行政書士先生、社労士先生からお喜びいただいております。

### 上手く活用し成功している事例

#### ① 弁護士先生の場合

…労働訴訟が長期化しそうだったが、村松事務所から労務管理の視点で訴訟のポイント・落としどころ等のアドバイスをもらい、短期間で決着がついたため、依頼者から喜ばれた。

#### ② 税理士先生の場合

…顧問先の従業員の相談や助成金の情報を村松事務所からもらい、「今つきあっている顧問の社労士さんよりも頼もしいよ」と言われ、顧問先との信頼関係がいっそう強まった。

#### ③ 社労士先生の場合

…今までは、お客様に責任をもって信頼ある仕事が提供できるか心配だったけど、“いつでも”“すぐに”“どんなことでも”村松事務所に相談できるから、自信を持って営業ができるようになった。



労務管理に関しては、様々な問題が常に発生します。「ちょっと知りたい」「どこに聞いてい  
いかわからない」「これってどういうこと？」など気軽に相談ができるパートナーがいることは、  
先生のお客様営業とお客様満足度向上に大きく寄与できます。“専門士業向けセカンドオピニ  
オンサービス”にご興味のある方は、お気軽にお問い合わせください！

社会保険労務士法人 村松事務所 / 横浜松人事コンサルタント 代表 村松貴通

※当事務所は難解な案件を多数経験しておりますので、ドンとお任せ下さい。

※対応方法は、電話・FAX・メールにて承っております。

※費用等の詳細に関しては打合わせの上、決定いたします。

※先生を通しての相談対応になります。当事務所が先生のお客様と直接相談対応させていただく場合は、お客様と当事務所との顧問契約を結ぶことになります。

※ご契約前に、当事務所に無断で当サービスをうたったの営業行為は厳重に禁止いたします。

専門士業の先生向け “セカンドオピニオンサービス” 申込書 **FAX 番号 053-586-5579**

事務所名		業 種	従業員数 名	
		電 話	( )	—
所在地	〒	F A X	( )	—
		担当者氏名	役 職 (所 属)	
E-mail アドレス				

※お申込にかかるお客様の個人情報については、本申込に必要な目的以外では使用しません。



社会保険労務士法人 村松事務所  
株式会社 横浜松人事コンサルタント

〒434-0014 静岡県浜松市浜北区本沢合 829

村松 社労士

検索